

# 「クーリングオフ」を 知っていますか？



訪問販売や、電話による強引な勧誘による契約、催眠商法など買うつもりではなかったのに不意打ち的に購入契約をした消費者が、一定期間内なら無条件で契約を取り消すことができる消費者救済制度です。ただし一部該当しない場合がありますのでご注意ください。

クーリングオフに該当しないとき（抜粋）

- ・通信販売（インターネット通販含む）
  - ・自分自身が店に出向いたり広告を見て購入、申し込んだ取引  
(自動車など)

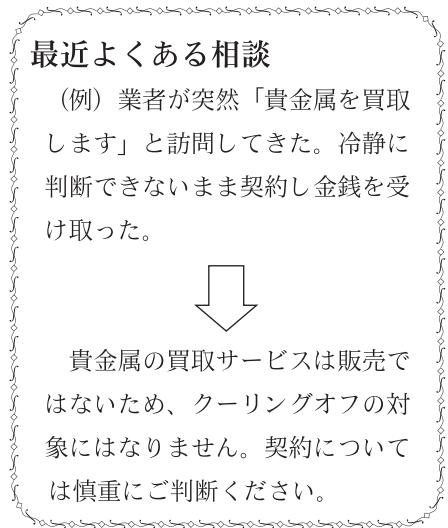
※自分の意思で購入や契約を決めたものはクーリングオフの対象にはなりません。

クーリングオフの期間（8日間）の起算日

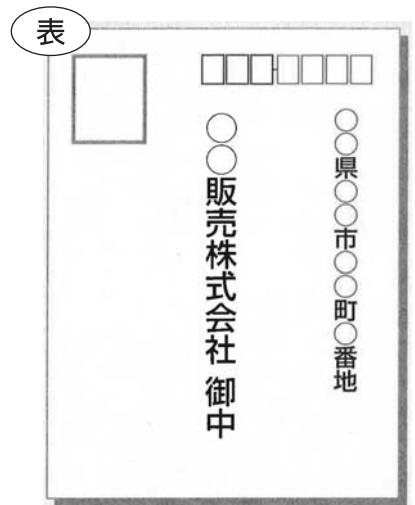
8日間の起算日は「クーリングオフが出来ます」と書いてある契約書面を受け取った日が1日目です。電話勧誘の場合も契約書面が届いた日です。

## クリーニングオフの仕方

- ①契約書面を受け取った日を含めて、8日以内に書面で契約相手に通知します。(ただし取引類型によって期間が異なります)
  - ②ハガキに書いて両面をコピーしておいて下さい。
  - ③ハガキは郵便局で特定記録郵便、または簡易書留で送って下さい。
  - ④ハガキのコピーと郵便局の受領証は大切に保管して下さい。
  - ⑤支払ったお金は全額返金されます。
  - ⑥クレジットを利用している場合には信販会社にも送付して下さい。  
その場合には、契約解除通知の記載内容に販売会社名を追加して下さい。



### (記入例)



## 困ったときの相談窓口

#### ◆南部町消費生活相談窓口(南部町役場町民生活課・天萬庁舎内)

**☎ 64-3781 FAX 64-2214**

◆西部消費生活相談窓口(米子コンベンションセンター4階)

**☎ 34-2648 FAX 34-2670**